

町営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱

平成 23 年 4 月 1 日 企財第 1 号

改正

平成 26 年 4 月 1 日

平成 29 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 この要綱は、別に定めがあるもののほか、町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札、指名競争入札等の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町営建設工事 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 23 年山田町告示第 26 号。以下「規程」という。）第 2 条第 1 号に定める町営建設工事をいう。
 - (2) 条件付一般競争入札 規程第 2 条第 2 号に定める条件付一般競争入札をいう。
 - (3) 入札担当課長 財政課長をいう。
 - (4) 工事担当課等の長 当該町営建設工事を所管する課等の長をいう。
- (工事施行伺いの合議)

第 3 工事担当課等の長は、条件付一般競争入札、指名競争入札又は設計額が 130 万円を超える町営建設工事で随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 9 号による場合を除く。以下同じ。）の方法により契約を締結しようとする町営建設工事の施行伺い（以下「工事施行伺い」という。）については、入札担当課長に合議しなければならない。

2 前項の工事施行伺いのうち、条件付一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとする町営建設工事に係るものについては、入札に付する根拠及び理由、工事種別及び総合点区分その他別に定める必要事項を記載しなければならない。

3 工事担当課等の長は、前項の規定による工事施行伺いを合議するときは、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の資格の設

定に係る参考事項を記載した合議資料（様式第1号）を作成し、入札担当課長に提出しなければならない。

- 4 第1項の工事施行伺いのうち、設計額が130万円を超える町営建設工事で随意契約の方法により契約を締結しようとする町営建設工事に係るものについては、随意契約に付する根拠及び理由、選定業者及び選定理由等を記載した随意契約理由書（様式第2号）を添付しなければならない。

（指名競争入札参加者の指名基準）

- 第4 指名競争入札を行う場合の入札参加者の指名は、別に定める指名基準により行うものとする。

（随意契約の運用）

- 第5 随意契約により契約を締結しようとする場合の取扱いは、原則として、別添（写）「工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について」（昭和59年7月11日付け建設省厚発第308号建設大臣官房長通知）の別紙「工事請負契約における随意契約のガイドライン」に準拠するものとする。

（予定価格の提出等）

- 第6 工事担当課等の長は、条件付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定める予定価格調書を当該入札に係る開札日の前日までに入札担当課長に提出しなければならない。

- 2 工事担当課等の長は、条件付一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結しようとするときは、最低制限価格を予定価格調書に記載するものとする。ただし、当該町営建設工事に最低制限価格を設定することが適当でないと町長が認めたときは、この限りでない。

（条件付一般競争入札の公告）

- 第7 入札担当課長は、条件付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより必要な入札参加資格等を付して入札公告を行うものとする。

（指名競争入札の指名通知）

- 第8 工事担当課等の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、別に定めるところにより被指名者に通知するものとする。

（見積期間）

- 第9 第7の規定による入札公告又は第8の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、入札期日の前日から起算して、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条第1項に規定する見積期間に相当する日数より前に行わなければならない。

(入札の執行に係る事務)

第10 入札の執行に係る事務を取り扱う者(以下「事務取扱者」という。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。

区分	事務取扱者
条件付一般競争入札	入札担当課長
指名競争入札	工事担当課等の長

2 事務取扱者は、入札執行の結果を入札調書(様式第3号)に記載しなければならない。

(入札の方法等)

第11 入札参加者は、入札公告又は指名通知により指定した日時、方法により入札書を提出しなければならない。

(入札の延期等)

第12 事務取扱者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を延期し、中止し、又は取りやめることができる。

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なとき。
- (2) 入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- (3) 競争入札の趣旨が失われると認められるとき。
- (4) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(工事費内訳書の分析)

第13 事務取扱者は、入札時に提出された工事費内訳書について、必要と認めるときは、別に定めるところによりその内容を分析するものとする。

2 事務取扱者は、特に必要と認められるときは、入札参加者に対して入札書に記載されている入札金額に係る数量、単価及び金額を明らかにした工事費内訳書の明細の提出を求めるものとする。

3 前2項の分析は、工事担当課等の長が行うものとする。

(落札決定)

第14 事務取扱者は、落札者を決定したときは、直ちに当該落札者に通知又は告知をするものとする。

(入札結果等の公表)

第15 事務取扱者は、別に定めるところにより入札参加者の名称及び入札結果等を公表するものとする。

(指名停止等)

第16 町長は、入札参加者に対し、町営建設工事に係る指名停止等措置要綱(平成6年山田町告示第21号。以下「措置要綱」という。)

に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。

(契約の成立要件)

第17 契約は、落札者と決定された者と締結するものとする。ただし、当該町営建設工事に係る請負契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第2項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の有効期間（経営事項審査の審査基準日から1年7月）を経過した場合

(2) 法第28条第3項又は第5項の規定により当該町営建設工事に対応する業種について、営業の停止を命ぜられた場合

(3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている場合（入札参加資格の再審査に係る認定を受けた場合を除く。）

(4) 措置要綱に基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けた場合

2 議会の議決を要する町営建設工事にあつて、既に仮契約を締結した場合においても、議決までの間に当該仮契約の相手方が前項各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合においては、当該仮契約を解除するものとする。

3 前2項の規定は、落札者である特定共同企業体又は経常共同企業体の一部の構成員が、第1項各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合においても適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

合 議 資 料

条件付一般競争入札・指名競争入札

工 事 名		工 事 場 所	
工 事 概 要		工 期	
工事所管課等		業 種	
公告予定日 (指名通知予定日)	*	入札予定日	*
設 計 額	税込	円	担 当 者 名
	税抜	円	
特 殊 工 法			
特 記 事 項	1 発注業種 ※該当する発注業種を記入すること。 2 総合点区分 ※該当する総合点区分を記入すること。		
公 告 要 件	1 地域要件 ※該当する地域を記入すること。 2 その他必要事項 ※その他、公告要件として必要な事項を記入すること。		

注1) 合議資料には、次の資料各1部を添付すること。(原則としてA4版に縮小すること。)

- 1 施行伺いの写し (契約方法の根拠及び理由、入札条件及び工事概要等が判明する部分)
- 2 設計書の写し (工事概要や主たる工種が判明する部分)
- 3 関連図書の写し (位置図、平面図、主要な構造図等)

注2) *印のある項目は、入札執行事務担当課で記入すること。

入札担当課記入欄

受付日		公告期間	
-----	--	------	--

随意契約理由書

工事名 _____

根拠規定等	地方自治法施行令第167条の2第1項第 号 ※根拠条文を記入すること。 工事請負契約における随意契約のガイドライン (該当項目) ※該当する項目を記入すること。
随意契約理由	
選定業者	
選定理由	

注) 随意契約理由及び選定理由は、その理由を具体的に記入すること。

別添（写）

○工事請負契約における随意契約方式の的確な運用について
（随意契約ガイドライン）

昭和59年7月11日 建設省厚発第308号

官庁営繕部長

官房長から 各地方建設局長 あて
施設等機関の長
特別の機関の長

標記については、昭和58年3月16日付けで中央建設業審議会から建設大臣に対し建議がなされたところであるが、別紙のとおり「工事請負契約における随意契約のガイドライン」を作成したので、下記事項に十分留意し、業務の参考にされたい。

記

このガイドラインは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第102条の4第3号及び第4号の対象となる可能性のある主な工事の態様を例示したものである。したがって、随意契約方式を適用することができる工事は、このガイドラインに例示したものに限定される趣旨のものではなく、また、この項目に該当するものは、直ちに随意契約方式を適用すべきものとする趣旨でもない。

なお、契約方式については、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、今後とも個々具体の発注工事ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的・総合的に判断し、決定するものとし、随意契約方式を適用することとした場合は、その理由を十分整理しておくものとする。

工事請負契約における随意契約のガイドライン

I 契約の性質または目的が競争を許さない場合（予決令第102条の4第3号）

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができない場合
- ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
 - ③ 実験、研究等の目的に供する極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合
- ① 本施工に先立ち行なわれる試験的な施工の結果、当該試験的な施工を行なった者に施工させなければならない本工事
 - ② 既設の設備と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

II 緊急の必要により競争に付することができない場合（予決令第102条の4第3号）

- (3) 緊急に施工しなければならない工事であって、競争に付する時間的余裕がない場合
- ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
 - ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
 - ③ 災害の未然防止のための応急工事

III 競争に付することが不利と認められる場合

現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合（予決令第102条の4第4号イ）

- (4) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められる場合
- ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
 - ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事
- (5) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められる場合
- ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成して初めて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確になる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
 - ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事で施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工

に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。)

(6) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する個所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められる場合

- ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯個所での工事
- ② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

IV 競争に付することが不利と認められる場合

随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること（予決令第102条の4第4号ロ）

(7) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合

(8) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができると認められる場合